



欧州における適合性評価の変更点

総務省MRA国際ワークショップ
2022年3月10日～11日

講演者

ホルガー・ベンチエ

REDCA会長



<http://www.redca.eu/>

MIC MRA International Workshop 2022 (Online), Tokyo, Japan, 10-11 March 2022





目次

- 無線設備指令(RED)整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

無線設備指令整合規格 整合規格の発行の変更



- 整合規格の新規リストは、正式な欧州委員会の実施決定による。
- 欧州連合官報の法令編に掲載。
- 整合規格は、正確な性能基準、技術仕様、試験を規定しなければならない（法的確実性）。
- 整合規格の特定の部分で扱われていない設備は、「推定適合性」の恩恵を受けることができない。
- 欧州委員会は要約リストを提供。このリストは、すでに欧州連合官報の法令編または告示編に掲載された情報と同一。 [Radio equipment \(europa.eu\)](https://radioequipment.europa.eu)

無線設備指令整合規格

2021年7月19日の委員会実施決定（EU）2021/1196号



付属書Iの整合規格

- **EN 303 204 V3.1.1** データネットワークにおける固定短距離機器（SRD）；
870 MHzから876 MHzの周波数範囲で、500mW e.r.p.までの電力レベルで使用される無線設備、無線スペクトルへのアクセスに関する整合規格
- **EN 303 276 V1.2.1** 協調活動に従事する船舶およびオフショア設備の場合、5852 MHz～5872MHzおよび/または5880 MHz～5 900MHzの帯域内で動作する海事広帯域Radiolink。「電波スペクトルへのアクセスに関する整合規格」。

は、目標であった、指令2014/53/EUに定められている必須要件を満たす。

無線設備指令整合規格

2021年7月19日の委員会実施決定 (EU) 2021/1196号



付属書IIの制限付き整合規格(1/2)

- **EN 302 066 V2.2.1** 短距離デバイス (SRD)、地中および壁探査無線測定 (GPR / WPR) デバイス。無線スペクトルへのアクセスのための整合規格
通知: 以下のいずれかが適用される場合、この整合規格の順守は、指令2014/53/EUの第3条(2)に定められた必須要件への適合性の推定を与えるものではない:
 - 同規格の6.2.5項の第9段落にある「エミッション測定には、バイコーンと対数周期ダイポールアレイアンテナ（一般に「対数周期」と呼ばれる）を組み合わせて、30MHzから1,000MHzの全帯域を扱うことも可能である」という文章、
 - 同規格の6.2.5項の第10段落にあたる、
 - 同規格の6.2.5項の第11段落に相当する。
- **EN 302 208 V3.3.1** 865 MHz～868 MHz帯域ではパワーレベル2 Wまで、915 MHz～921 MHz帯域ではパワーレベル4 Wまで動作する無線周波数識別設備、無線スペクトラムへのアクセスに関する整合規格
通知: 指令2014/53/EUの第3条(2)に定められた必須要件への適合性の推定の目的で、この整合規格の表2において、制限値「692 MHz」は「694 MHz」に置き換えられる。

無線設備指令整合規格

2021年7月19日の委員会実施決定（EU）2021/1196号



付属書IIの整合規格(2/2)

- **EN 302 609 V2.2.1** 短距離デバイス(SRD)、Euroloop通信システム用の無線設備。無線スペクトルへのアクセスに関する整合規格 通知:指令2014/53/EUの第3条(2)に定められた必須要件への適合性の推定を目的とする:
 - 本整合規格の表3の2行目にある制限値「29 090 MHz」は、「27 090 MHz」と読み替えるものとし、
 - 本整合規格の表3の3行目にある制限値「29 100 MHz」は、「27 100 MHz」と読み替えるものとする。
- **EN 303 258 V1.1.1** ワイヤレス産業用アプリケーション(WIA)、5 725 MHz～5 875 MHzの周波数範囲で動作し、電力レベルが400mWの機器。無線スペクトルへのアクセスのための整合規格
通知:『本整合規格の4.2.8.2項、4.2.9.3項および4.2.10.3項への準拠を実証するために適切な試験方法が実施されていない場合、本整合規格への準拠は、指令2014/53/EUの第3条(2)項に定められた必須要件への適合性の推定を与えるものではない。』とある。

は、欧州連合官報で制限付きで公開。

これらは、必須要件への適合性の推定を与えない。

無線設備指令整合規格

2021年7月19日の委員会実施決定（EU）2021/1196号



付属書IIIの整合規格

- EN 302 066-2 V1.2.1 廃止日 2023年1月20日
- EN 302 208 V3.1.1 廃止日 2023年1月20日
- EN 302 609 V2.1.1 廃止日 2023年1月20日
- EN 303 204 V2.1.2 廃止日 2023年1月20日
- EN 303 276 V1.1.1 廃止日 2023年1月20日

が欧州連合官報に廃止日 表示で掲載。

廃止日以降に発売される無線設備については、必須要件への適合性の推定を停止する。

無線設備指令整合規格 非整合規格の使用



前回のワークショップのリマインダー

- 製造者が適合性評価の一部として非整合規格を使用する場合は、個別の必須要件が満たす理由に関するリスク評価に包括的な正当化が求められる。
- 技術文書に関する無線設備指令附属書V (d):
... また、これらの整合規格が適用されていない場合には、適用された他の関連技術仕様のリストを含め、第3条に明記された必須要件を満たすように適応された解決法の説明が適用される。整合規格が部分的に適用されている場合は、技術文書には、適用されている部分が指定されるものとする
- この要件は、リスク評価で扱うことが不可欠



目次

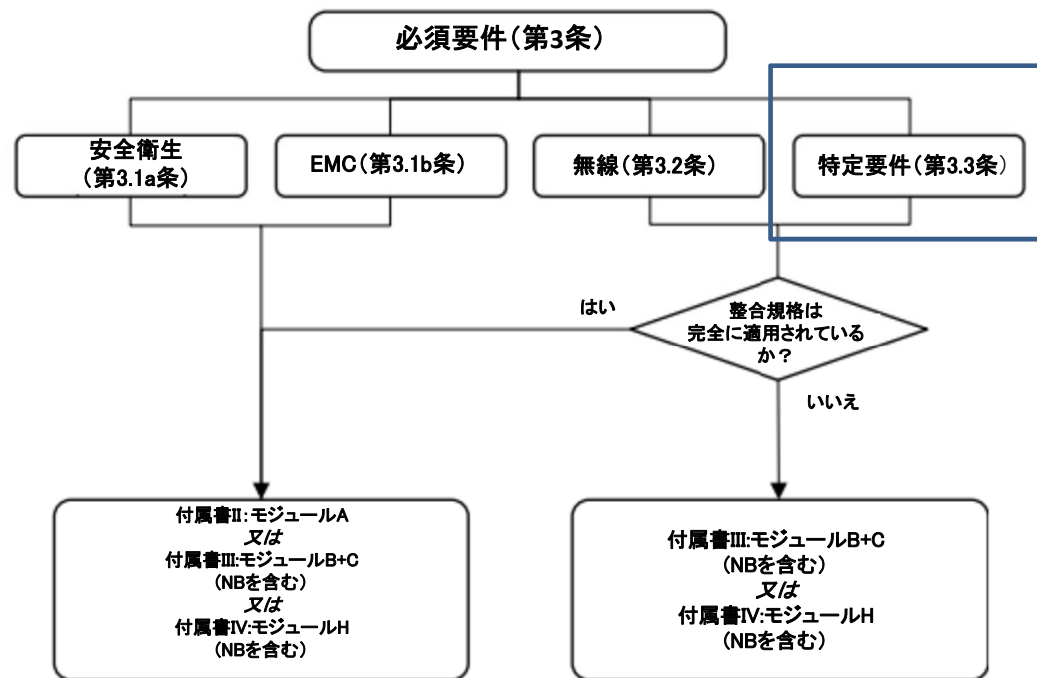
- 無線設備指令整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

第3条(3)要件



指令2014/53/EUの第3(3)条に従い、欧州委員会は無線設備指令の第3条(3)項の最初の副段落の (a)から(i)項目に定められた必須要件のそれぞれに係る無線設備のカテゴリ—またはクラスを特定する予定。

第3条(3) 適合性評価手順



出典:無線設備指令2014/53/EU指針

第3条(3)(g) 委任規則2019/320



- 2018年12月12日に採択された委任規則2019/320は、特に発呼者の位置特定の精度を向上させることで、モバイル機器からの緊急通信をより効果的にすることを目的としている。
- スマートフォンは、GNSS（全地球航法衛星システム）やWLAN（無線LAN）などの電磁信号を受信・処理する重要な役割を担っており、これに基づいて発呼者の位置を特定することが可能。

第3条(3)(g) 委任規則2019/320



欧州委員会委任規則 (EU) 2019/320

2018年12月12日、モバイル機器からの緊急通信における発信者の位置特定を確実にするために、指令2014/53/EUの第3条(3)(g)に言及された必須要件の適用に関して。

- 2022年3月17日より、スマートフォンの適合が義務付けられる。
- 欧州電気通信標準化機構(ETSI)は欧州委員会から標準化要求を受理。

2020年12月にはこの要求は受理されなかった。

- 現在のところ、利用可能な整合規格はない。

第3条(3)(g) 委任規則ガイドライン



欧州委員会は、2021年4月に無線設備
指令 通知機関を支援するためのガイ
ドラインを作成

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/45707?locale=en>

GUIDELINES FOR
COMPLIANCE WITH
DELEGATED REGULATION
(EU) 2019/320

European Commission, April 2021

第3条(3)(g) 委任規則ガイドライン



委任規則2019/320の遵守を支援する要求事項を、テーマ別の4グループに分割。

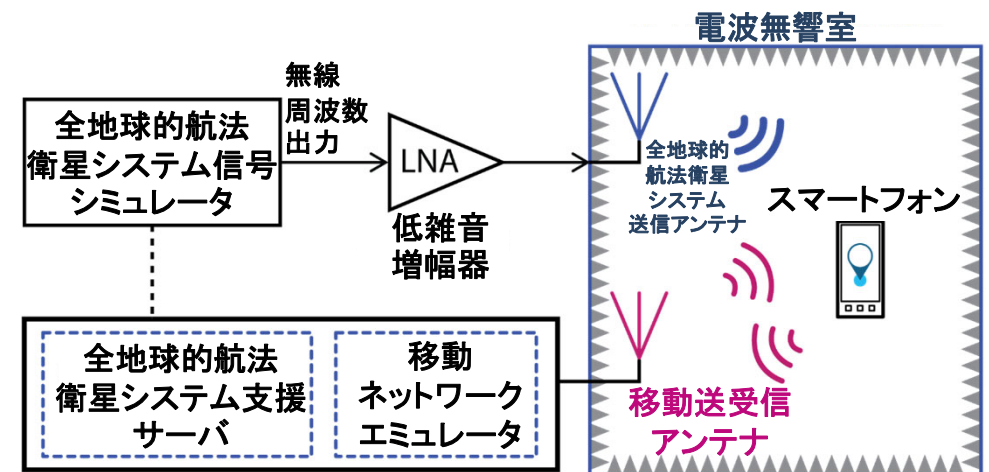
1. ガリレオシステムとの適合性と相互運用性、
2. GNSSの生の測定値の利用可能性、
3. 委任規則(EU) 2019/320の第1条(2)に言及されているデータを処理して送信可能な状態にすること、
4. 無線LANを使った位置特定（実地試験）。

第3条(3)(g)

委任規則ガイドライン

ガイドラインの3試験項目

- ガリレオ適合性、第5節
- 高度位置特定(AML)適合性、第6節
- 無線LAN位置特定適合性（多様な場所における実地試験）、第7節





目次

- 無線設備指令整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート (TGN)
- REDCA情報

第3条(3)要件

無線設備指令とサイバーセキュリティ



指令2014/53/EUの第3条(3)項の (d)、(e)、(f)項目は、この無線設備がサイバーセキュリティリスクの要素からユーザーを保護することを目的としている。

- (d)項は、無線設備がネットワークやその機能に害を与えたり、ネットワークのリソースを悪用したりして、許容できないサービスの低下を引き起こさないことを規定。
- (e)項では、ユーザーおよび加入者の個人情報やプライバシーを確実に保護するために、無線設備に安全防止装置が組み込まれていることを規定。
- (f)項は、無線設備が不正行為から保護するための一定の機能を備えていることを規定。

無線設備指令委任法第3条(3)(d)(e)(f) サイバーセキュリティと委任法

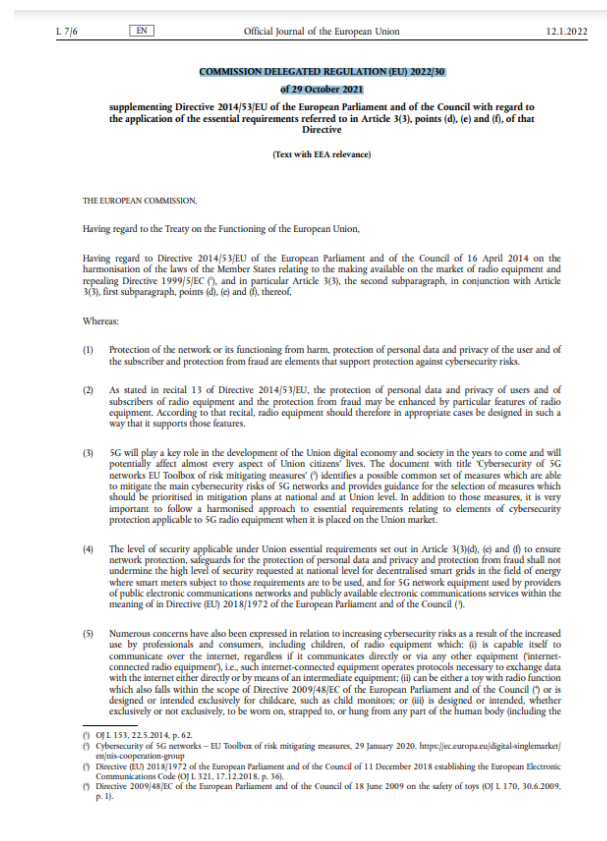


- 無線設備指令への委任法は、製品のセキュリティに関する懸念に対応するため、第3条(3)の必須要件を積極的に実施。
- 自主的な整合規格は、EU全体でネットワーク、個人データ、プライバシーの保護、個人の不正行為に対する保護を高いレベルで確保するのに役立つはずであり、その結果、EUにおける特定の無線設備の自由な移動を促進することができる。
- 整合規格は、第3条(3)の項目(d)、(e)及び(f)で言及されている必須要件について、適切な試験方法を含む詳細な技術仕様を含むこと。

サイバーセキュリティに関する委任法令



2021年10月29日の委員会委任規則
(EU) 2022/30は、2022年1月12日に
欧州連合官報に掲載。



委任規則（EU）2022/30

第1条(1)



ネットワーク保護の要件は、それ自体がインターネットを介して通信できる無線設備であれば、直接通信するか、他の設備を介して通信するかを問わず、すべての無線設備に適用（「インターネット接続を有する無線設備」）。

委任規則 (EU) 2022/30

第1条(2)、^{2の1}



個人情報保護およびプライバシーに関する要件は、以下の無線設備に適用:

- a) b)、c)、d)で指定されていない限り、インターネットに接続された無線設備、
- b) 育児専用設計または意図された無線設備、
- c) 指令2009/48/EC (玩具の安全)の対象となる無線設備、

委任規則 (EU) 2022/30

第1条(2)、²の2



- (d) 以下のいずれかに装着、固定、または吊り下げるように設計または意図された無線設備:
- (i) 頭、首、胴、腕、手、脚、足など、人体のあらゆる部分、
 - (ii) 帽子、手袋および履物を含む、人間が着用するあらゆる衣服。

委任規則 (EU) 2022/30

第1条(3)



インターネットに接続された無線機器によって、その所有者や使用者が以下のものを転送できる場合、不正防止の要件がその機器に適用される

- 金銭、
- 金銭的価値または
- 指令2019/713/EU（非現金支払手段の不正行為および偽造の撲滅）の第2条(d)に定義される仮想通貨。

委任規則 (EU) 2022/30

第2条、²の1



第3条(3)の (d)および(e)と(f)項目で言及されている要件は、
以下のいずれかのEU法も適用される無線設備には適用されないものとする:

- 規則 (EU) 2017/745 (医療機器)、
- 規則 (EU) 2017/746 (体外診断医療機器)。

委任規則 (EU) 2022/30

第2条、^{2の2}



第3条(3)項の(e)項目(プライバシー)および(f)項目(不正行為)で言及されている要件は、以下のいずれかのEU法も適用される無線設備には適用されないものとする：

- 規則 (EU) 2018/1139 (民間航空)、
- 規則 (EU) 2019/2144 (自動車の型式承認)、
- 指令 (EU) 2019/520 (道路通行料自動徴収システム)。

委任規則（EU）2022/30 第3条



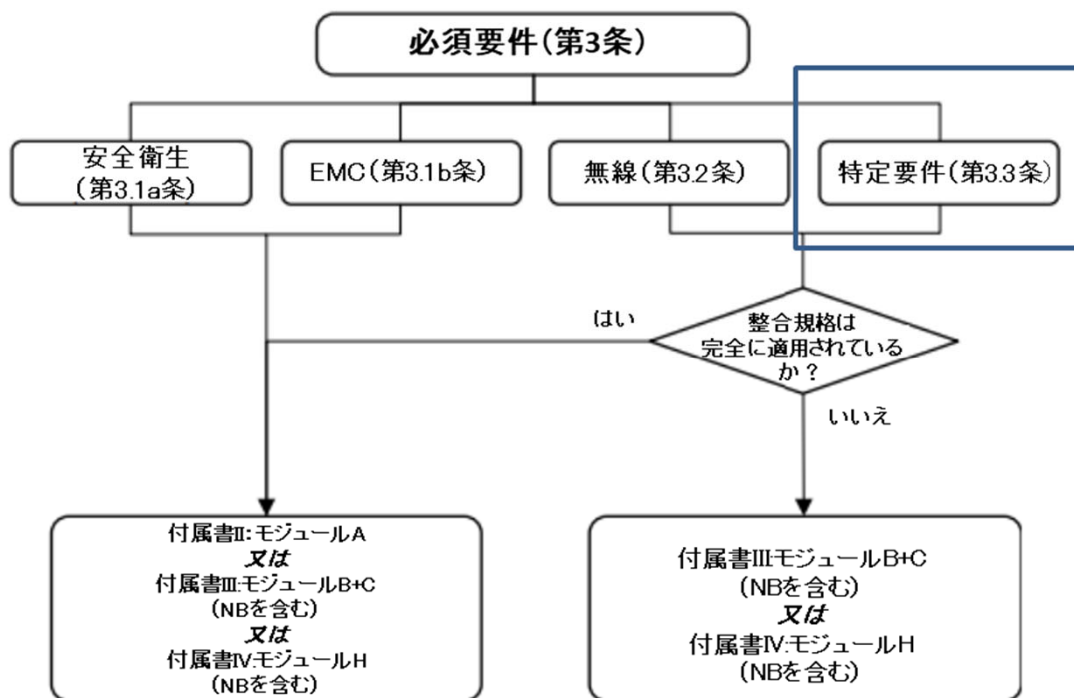
サイバーセキュリティに関する委任規則(EU) 2022/30は、
2024年8月1日から適用される。

次のステップ： ESOへの標準化要求案



- 欧州委員会は、将来、欧州標準化機関（ESO）に標準化を要求する可能性を2022年1月10日に公表
[通知システム\(europa.eu\)](https://europa.eu)
- 最終的な標準化要求は2022年3月に予定
- サイバーセキュリティに関する整合規格の策定に必要な処理期間は20ヶ月を予定
- その後、メーカーがこれらの技術的要件を製品に実装するために、さらに10ヶ月を予定

第3.3条 サイバーセキュリティ 無線設備指令適合性評価手順



出典:無線設備指令2014/53/EUの手引き



目次

- 無線設備指令整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート(TGN)
- REDCA情報

共通の充電器



- 2020年1月、欧州議会は、欧州市場のさらなる分断を避けるために、携帯電話用の共通充電器の規格を早急に採用することを求める決議を採択。
- 同決議は、欧州委員会に対し、必要に応じて共通の充電器を確立するための立法措置を採用するよう求めた。

共通の充電器



携帯電話などの充電器（外部電源）に関する規制変更の理由：

- 充電ポートと急速充電プロトコルの調和は、消費者にとって有益（充電ソリューションの数が減る）。
- エンドユーザーが携帯電話や同様の無線設備を買い換える際に、新たに充電器を購入する必要がないような要件を導入する。
- 充電特性を表示することにより、機器の相互運用性に関する顧客の知識を深める。

無線設備指令の改正に関する提案



無線設備指令の改正案は2021年9月23日に公表

[EUR-Lex - 52021PC0547 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/lex/europa.eu/52021PC0547-EN)



ブリュッセル、2021年9月23日
COM(2021) 547 最終
2021/0291(COD)

欧州議会と欧州委員会の指令に関する提案

無線設備の市場での入手可能性に関連する加盟国の法律の調和に関する指令 2014/53/EU の改正

(EEA 関連のテキスト)

{SEC(2021) 318 最終} - {SWD(2021) 244 最終} - {SWD(2021) 245 最終} -
{SWD(2021) 246 最終}

無線設備指令の改正に関する提案



次のステップ

- 共同立法者による採択（通常の立法手続き）。
- 採用日から24ヶ月間の移行期間を設けることで、業界が新しい要求事項に適応するための時間を確保。
- 外部電源の相互運用性については、エネルギー関連製品に対する欧州委員会のエコデザイン規則の見直しで対応。



目次

- 無線設備指令整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート(TGN)
- REDCA情報

新しい技術ガイダンスノート 技術ガイダンスノートの投票プロセス



- 技術ガイダンスノートは、REDCAメンバーによって作成。
- 作成は、通常、ワーキンググループで行う。
- REDCAの承認された規則によると、技術ガイダンスノートについて投票できるのは無線設備指令通知機関のみ。
- 技術ガイダンスノートは、無線設備指令通知機関が実施する活動に関連。

新しい技術ガイダンスノート 作成中の技術ガイダンスノート(TGN)



- TGN 33無線設備指令の車両への適用
 - この文書は、参照文書として発行予定（無線設備指令通知機関のための解釈は含まず）
- TGN 30 リスク分析・評価ガイド
 - 投票に関する最新情報

| 4. 技術ガイダンスノート (TGN) | |
|---|----------------|
| REDCAは、NANDOに掲載されているRED通知機関が実施する活動に関連する技術ガイダンスノート (TGN) を発行している。 | |
| REDCA TGNは、無線機器指令2014/53/EUの適合性評価手順の理解と実際の実施を容易にするための一般的なガイダンスを提供するものと理解する必要がある。これらは法的効力を持たないが、しばしば「最新式」と見なされる。 | |
| REDのみに関連するREDCA TGNは、このセクション4に表示されます。 | |
| 免責事項 | |
| REDCA技術ガイダンスノートに記載されている内容、仕様、アドバイス、およびREDCA技術ガイダンスノートに記載されている情報に基づいて取られた行動について、欧州委員会、REDCA、またはその役員や会員は一切の責任を負わない。 | |
| 技術ガイダンスノート01 | |
| モジュールと呼ばれることの多い無線機器については、「モジュール」という用語がREDでは定義されていないことに留意すること。(VI,2a-2020年3月) | サイズ: 381 KB |
| 技術ガイダンスノート30のドラフト | |
| REDCA TGN 30 - RED 通知機関 リスクアセスメントガイド- ドラフト更新 V3.1 2022年1月 通知機関の選挙用 <i>RED 通知機関にのみアクセス可能。</i> | サイズ: 381 KB |



目次

- 無線設備指令整合規格の更新
- 緊急通信における発呼者位置特定
- サイバーセキュリティ
- 共通の充電器
- 技術ガイダンスノート(TGN)
- 付属書: REDCA情報

REDCA情報

前回と次回のミーティング



- 前回のREDCAミーティングは、2021年11月にオンラインで開催し、200名以上が参加。
- 北米、特にアジアの無線設備指令通知機関、研究所、メーカーから非常に多く参加。
- 次回のREDCAミーティングは、2022年5月9日から始まる週におそらくオンラインで開催。
- 秋のミーティングは再び会場参加で開催することを希望。



ご清聴ありがとうございました

ご質問をお寄せください

chairman@redca.eu

c/o PHOENIX TESTLAB GmbH,
Koenigswinkel 10, 32825 Blomberg, Germany

付属書：REDCAの紹介 1/2



- 無線設備指令コンプライアンス協会 (REDCA)は、欧州経済地域に加えて米国、カナダ、日本、ニュージーランド、オーストラリアなど、EUと相互承認協定を締結している諸国を含めて、無線設備の規制や技術規格の順守に携わる関係者を対象にフォーラムを提供。
- 特に、無線設備指令2014/53/EUの要件、その中でも通知機関(通知機関のセクター・グループ)を対象とする 第26.11条および第38条の要件に基づいて設立。
- 加盟員は以下のとおり：
 - 通知機関、メーカー、
 - 試験研究所及びコンサルティング会社
 - 加盟国及び行政機関
 - MRA協定地域の関連当局など加盟員の全員に対して、協会規則と規約に明記された目的と目標に従うことが求められる。
- REDCA会員の年会費は600ユーロ。

付属書：REDCA – の紹介 2/2



- REDCAでは、以下のような活動や情報を提供する（これらに限定されるものではない）
 - 絶えず変化するEUの法令/規則やEU規格策定に対する迅速なアクセス。
 - 多くの場合、(草稿)資料(例えば、指針や実施法令)が一般人に先んじて入手可能
 - EU委員会、ADCO、ETSI、ECC、TCAMなどとの連絡調整
 - 無線設備指令に関する 特定の (技術的)質問に対して、専門家から回答を得られる可能性がある。
 - 特別なワークショップへの参加。
- REDCAは技術ガイダンスノートと参考文書を発行
 - ウェブサイト <http://www.redca.eu> を参照のこと
- 当協会は、欧州経済地域（EEA）内で会議を年2回開催
 - この会議は加盟員のみが参加。
 - 通知機関を対象とする非公開会議。
 - EU委員会、ECC、ETSI、ADCO 無線設備指令、MRA関係国の当局の代表者。
 - 次回の会議は2022年5月、おそらくオンラインで開催予定。
- 会員向けのメールサーバーを配備し、会員の質問に対して協会の専門家から回答やコメントが得られる
- CIRCABCのウェブサイトでは、すべての作業文書用の特定保護エリアを設置している。
- 無線設備指令付属書 III 第 8条の要件に基づいて他の通知機関への通知データベースをCIRCABC上で維持。